

平成19年度に実施された事業の結果報告及び今後の方向性(概要)

※本ページは各事務事業の概要紹介と19年度の報告を目的としています。評価の詳細については次ページをご覧ください。

事業名	補装具等交付事業	所管	保健福祉部 障害福祉課
			TEL 2998-9116

事業の目的 (何の為に 行うか)	身体の欠損、又は身体機能の損傷を補う用具を交付(修理)し、日常生活の円滑な遂行を図る。
------------------------	---

対象 (誰を、何を 対象としてい るか)	身体障害者手帳所持者	対象とした数	7,427	人
		実際に 利用した数	1,399	件

活動の内容	(何を したか)	【障害者に必要な補装具の交付・修理を行うもので、法により市に実施が義務付けられた事業】 1 補装具の交付を受けようとする者は、市へ申請を行う。 2 市は、判定を行ない、決定(却下)通知を発送する。また、交付等は業者に委託する。 3 業者は、決定を受けた者に製作品を交付する。 4 業者は、公費負担分を市へ請求する。 5 市は、請求に基づき公費負担分を業者に支給する。								
	活動実績	項目名	補装具交付件数	1253	項目名	補装具修理件数	146	項目名		単位
			----- 単位 件			----- 単位 件				----- 単位

経費 (どれだけか かったか)	当初予算額(千円)	決算額(千円)	事業費合計(千円) ※人件費・公債費を含む	市民一人当たり単価(円)
	30,000	32,987	42,381	125.0

成果 (結果として どうなった か)	成果指標名	説明 (計算方法等)	目標値	実績	達成率
	補装具総支給(交付・修理) 件数	補装具交付件数+補装具修理件数	1500	1399	93.3
			----- 単位 件	----- 単位 件	----- 単位 %

今後の 方向性 (所管の意 見)	総合 評価	* 事業の継続 ⇒ 拡充 縮小 統合 * 改善・効率化 改善余地なし その他 []				
		終了 ⇒ 事業完了 終了 休止				
	予算	* 現状どおり 増額 減額 終了				

今後の 方向性 (二次評価の 意見)	二次評価実施の有無 有り⇒下記評価へ * 無し⇒終了					
	総合 評価	拡充 縮小 統合 改善・効率化 改善余地なし その他 [] 終了				
	予算	現状どおり 増額 減額 終了				

平成 20 年度事務事業評価表(一般用)

①事務事業名		担当	部課コード	040300	TEL	2998-9116
事業コード	補装具等交付事業	担当	保健福祉部 障害福祉課			
040319		グループ	障害者支援担当			
開始年度		昭和 25 年度	→	終了年度	平成 年度	

②事業の概要	事業の種類別	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務	<input type="checkbox"/> 法定受託事務	<input type="checkbox"/> 法定受託+附加	根拠法令			
	分野別計画・指針	所沢市障害者計画、所沢市障害福祉計画						
	関連・類似事業	日常生活用具給付事業(障害福祉課)、補装具等交付等自己負担金補助事業(障害福祉課)						
	総合計画の体系	政策	第3章 豊かになで健やかに暮らせる支え合いのまち	施策	4節 障害者福祉	中柱	2 福祉施策の充実	小柱
・H19市民意識調査における施策の順位…43施策中 26 位		・実施計画における位置づけ…H19 ○ H20 ○						
行政改革大綱における行動計画への位置づけ								
コード	ユニバーサルデザインの推進	コード						
1311		コード						
事業開始の背景	身体障害者福祉法制定以前は、傷病軍人を対象に義眼・義肢の支給が行われていた。法制定(昭和25年)後、障害原因等にかかわらず補装具が交付されることとなった。平成18年10月からは、障害者自立支援法に規定されることになり、対象は知的障害者や精神障害者にも拡大されることになった。							

③事業の内容	目的(何のために行うか、具体的に)						
	身体の欠損、又は身体機能の損傷を補う用具を交付(修理)し、日常生活の円滑な遂行を図る。						
	対象(誰を、何を対象としているのか)			利用数の考え方			
	身体障害者手帳所持者			事業の利用件数			
対象数	単位	平成 18 年度	7,259	人	平成 18 年度	1,793	件
		平成 19 年度	7,427	人	平成 19 年度	1,399	件
事業の具体的な内容及び実施方法							
【障害者に必要な補装具の交付・修理を行うもので、法により市に実施が義務付けられた事業】							
1 補装具の交付を受けようとする者は、市へ申請を行う。							
2 市は、判定を行ない、決定(却下)通知を発送する。また、交付等は業者に委託する。							
3 業者は、決定を受けた者に製作品を交付する。							
4 業者は、公費負担分を市へ請求する。							
5 市は、請求に基づき公費負担分を業者に支給する。							

④前年評価と改善点	平成19年度事務事業評価結果(平成20年度の方向性) << 最終評価 <input checked="" type="checkbox"/> 一次評価 <input type="checkbox"/> 二次評価 >>					
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の継続 ⇒ (<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 統合 <input type="checkbox"/> 改善・効率化 <input checked="" type="checkbox"/> 改善余地なし <input type="checkbox"/> その他 [])				
		<input type="checkbox"/> 終了 ⇒ (<input type="checkbox"/> 事業完了 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 休止)				
	予算	<input checked="" type="checkbox"/> 現状どおり <input type="checkbox"/> 増額 <input type="checkbox"/> 減額 <input type="checkbox"/> 終了				
平成19年度中に改善した点						
国の示す補装具費の支給基準改正に伴い、それに合わせた事務処理を行った。また、多くのニーズがあり、申請者が多かったことから補正を行い、対応した。						

⑤経費	《会計種別》	一般会計	平成 18 年度 (千円)	平成 19 年度 (千円)	平成 20 年度 (千円)	
	当初予算		45,140	30,000	24,000	
	決算(見込み含む)		42,287	32,987		
	(嘱託職員) (臨時職員)	(人)	(0.10 人)	(人)	(人)	
	正規職員人件費		1.08 人	9,936	1.00 人	9,394
	公債費					※「財源内訳」について平成20年度のみ、当初予算の内訳となっています。
	事業費合計		52,223	42,381		
	財源内訳	一般財源		30,348	17,641	6,000
		国・県支出金		21,875	24,740	18,000
		受益者負担金				
市債						
その他						
市民一人当たり(単位:円)		154.6	125.0			
利用数一単位あたり(単位:円)		29,126.0	30,293.8			

⑥指標	項目名	計算方法	単位	H 18	H 19	H20見込み	将来目標	
	活動実績	補装具交付件数	実績による	件	1659	1253	1300	
		補装具修理件数	実績による	件	134	146	200	
	成果分析	補装具総支給(交付・修理)件数	補装具交付件数+補装具修理件数	目標値	2000	1500	1500	
実績				1799	1399		実績値の拡大を図る1 実績値の縮小を図る2	
%				達成率	90.0	93.3		1

⑦一次評価	評価項目	現状評価	評価項目	現状評価	
	対象設定	事業の対象を見直す必要性	実施主体	現在の実施主体	見直しの必要性
		<input type="checkbox"/> 対象を絞る <input type="checkbox"/> 対象を拡大する <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの必要なし		市	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	他事業との整理・統合	類似・関連事業などとの整理・統合	受益と負担の関係	受益者負担の有無	見直しの必要性
<input type="checkbox"/> 統合する <input checked="" type="checkbox"/> 連携する <input type="checkbox"/> 類似事業がない <input type="checkbox"/> 統合等必要なし		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
明らかとなった課題	障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月以降ストマ用具等の排泄管理支援用具については、市町村が独自に行う地域生活支援事業の中の日常生活用具に位置付けられた。				
⑧二次評価	達成水準(どこまで)		時期(いつまで)		
	平成20年度における目標設定	適正な事務処理の継続。	引き続き法制度にもった事務処理を行い、現行の水準を維持する。	平成20年度末	
	平成21年度における事業の方向性				
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の継続 ⇒ (<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 統合 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・効率化 <input type="checkbox"/> 改善余地なし <input type="checkbox"/> その他 [])			
予算	<input checked="" type="checkbox"/> 現状どおり <input type="checkbox"/> 増額 <input type="checkbox"/> 減額 <input type="checkbox"/> 終了				
評価理由					
補装具を必要とする障害者に対し、交付等を行う事業であり、法定サービスのため市の裁量の余地は無い。障害者の増加に伴い事業実績も拡大していくものだが、予算措置は現状どおりとする。					
評価日	平成20年4月30日	記入者職氏名	障害福祉課長 森田 昇		

⑧二次評価	平成21年度における事業の方向性							
	総合評価	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 統合 <input type="checkbox"/> 改善・効率化 <input type="checkbox"/> 改善余地なし <input type="checkbox"/> その他 [] <input type="checkbox"/> 終了						
	予算	<input type="checkbox"/> 現状どおり <input type="checkbox"/> 増額 <input type="checkbox"/> 減額 <input type="checkbox"/> 終了						
	評価理由	評価日						
⑨個別計画における方向性	次年度用事前評価	部内優先順位… 位	非常に高い	高い	やや低い	低い	優先度評価	
	見込まれる貢献度	総合計画上位目標	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> A:優先的に資源配分をするべきと評価する事務事業
		市長マニフェスト	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> B:重要であり引き続き実施すべきと評価する事務事業
評価理由	評価日							
評価日								

⑨個別計画における方向性	◎環境基本計画	本事業の左記計画における位置づけ… 無し	計画コード			
◎次世代育成支援行動計画	基本目標					
	主要課題					
	施策の方向					
	計画コード					